

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊都城駐屯地
第373会計隊長 池田 創平

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6HFS1TA00190		6SWH1C73019 0001					
品名 または 件名							
テレビ放送電波障害対策設備保守管理							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1,368.00	EA						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
都城駐屯地			管理科営繕班				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
坂崎技官（319）			令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書及び入札心得等については、第373会計隊契約班及び西部方面会計隊ホームページに掲載する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年3月23日（月）10時00分 会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- キ 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」でD等級以上に格付けされている者であること。

(2) 公告の掲示場所

陸上自衛隊都城駐屯地、陸上自衛隊えびの駐屯地、陸上自衛隊国分駐屯地、都城商工会議所及び西部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>

(3) 落札決定方法

予定価格の範囲以内であり、単価（消費税抜き）により決定とする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未

満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

本入札に係る落札は、令和8年度予算が成立することを条件とする。

(4) 入札の無効

- ア 第2項に示す競争入札に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
- イ 入札金額を訂正してある入札、及び入札書の記載事項及び押印が不鮮明なもの
- ウ その他入札に関する条件に違反した入札
- エ 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- オ 入札書を受領していない者の入札

(5) その他

- ア 特に示された場合を除き落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「単価契約に関する特約条項」
- ウ 入札に関する委任等を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
- エ 郵送による入札は認めるが令和8年3月19日(木)17時までに必着するように郵送すること。(電話・電報及びFAXは認めない。)
- オ 入札書については、都城駐屯地会計隊契約班にて配布する。なお、受領が難しい場合はFAXにて送付する。
- カ 市場調査価格(積算内訳を含む)を令和8年3月16日(月)までに提出すること。(任意ではありますが、ご協力願います。)
- キ 入札日当日(郵便入札があった場合)に不調となり再度入札を行う場合は、別示とする。なお、再度入札を執行する場合は、初度入札者にその旨を通知する。
- ク 入札日当日会計隊入札室の入室時間については、09時50分からとする。

(6) 入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊都城駐屯地 第373会計隊 契約班 担当：梅ヶ谷
TEL(0986)23-3944 (内線347)
FAX(0986)23-0832
メールアドレス：373fin-wafin-wa@inet.gsdf.mod.go.jp

(7) 仕様書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊都城駐屯地 管理科 担当：坂崎(内線319)

仕 様 書

件 名	テレビ放送電波障害対策設備保守管理	作成年月日 所 属 作 成 者	令和 8 年 3 月 4 日 都城駐屯地業務隊管理科 防衛技官 坂崎 蓮
-----	-------------------	-----------------------	--

1 概 要

陸上自衛隊が都城駐屯地周辺の戸建住宅 20 棟及び集合住宅 11 棟(2(1)項参照)に整備したテレビ放送電波障害対策設備(以下「CATV設備」という。)の運用において、受注者は受信者に対し安定的に対象のテレビジョン放送を提供するための保守管理を行う。

2 適用範囲

(1) 建物名・住所(「対象建物配置図」参照)

No.	建 物 名	住 所	備 考
1	Y 邸	宮崎県都城市鷹尾 4 丁目 2 街区 8 号	
2	M 邸	宮崎県都城市鷹尾 4 丁目 6 街区 15 号	
3	Y 邸	宮崎県都城市鷹尾 4 丁目 6 街区 16 号	
4	T 邸	宮崎県都城市鷹尾 4 丁目 7 街区 4 号	
5	T 邸	宮崎県都城市鷹尾 4 丁目 7 街区 17 号	
6	K 邸	宮崎県都城市鷹尾 4 丁目 10 街区 2 号	
7	T 邸	宮崎県都城市鷹尾 4 丁目 9 街区 12 号	
8	Y 邸	宮崎県都城市鷹尾 4 丁目 9 街区 21 号	
9	H 邸	宮崎県都城市鷹尾 4 丁目 9 街区 22 号	
10	F 邸	宮崎県都城市鷹尾 4 丁目 13 街区 8 号	
11	M 邸	宮崎県都城市鷹尾 4 丁目 13 街区 8 号	
12	T 邸	宮崎県都城市鷹尾 4 丁目 13 街区 4 号 1	
13	Y 邸	宮崎県都城市鷹尾 4 丁目 13 街区 4 号 3	
14	M 邸	宮崎県都城市鷹尾 4 丁目 13 街区 4 号 5	
15	N 邸	宮崎県都城市鷹尾 4 丁目 13 街区 36 号	
16	I 邸	宮崎県都城市鷹尾 3 丁目 22 街区 16 号	
17	Y 邸	宮崎県都城市鷹尾 3 丁目 23 街区 5 号	
18	T 邸	宮崎県都城市鷹尾 3 丁目 23 街区 18 号	
19	N 邸	宮崎県都城市鷹尾 3 丁目 22 街区 12 号	
20	F 邸	宮崎県都城市鷹尾 4 丁目 5 街区 13 号	
A	市宮川崎団地 50-2 棟	宮崎県都城市鷹尾 4 丁目 3 街区 10 号	18 戸
B	宮崎財務事務所都城住宅	宮崎県都城市鷹尾 4 丁目 6 街区 9 号	20 戸
C	吉国コーポ	宮崎県都城市鷹尾 4 丁目 8 街区 13 号	10 戸
D	ラウレア	宮崎県都城市鷹尾 4 丁目 9 街区 22 号 1	10 戸
E	GFB 鷹尾	宮崎県都城市鷹尾 4 丁目 9 街区 24 号	2 戸
F	コンフォール K(A・B・C)	宮崎県都城市鷹尾 4 丁目 13 街区 2 号	3 棟 28 戸
G	本村住宅(1・2・3)	宮崎県都城市鷹尾 4 丁目 13 街区 30 号	3 棟 6 戸

(2) 保守管理対象の CATV 設備

「CATV設備保守管理範囲図」参照

3 一般事項

(1) 保守管理期間

令和 8 年 4 月 1 日(水)～令和 9 年 3 月 31 日(水)

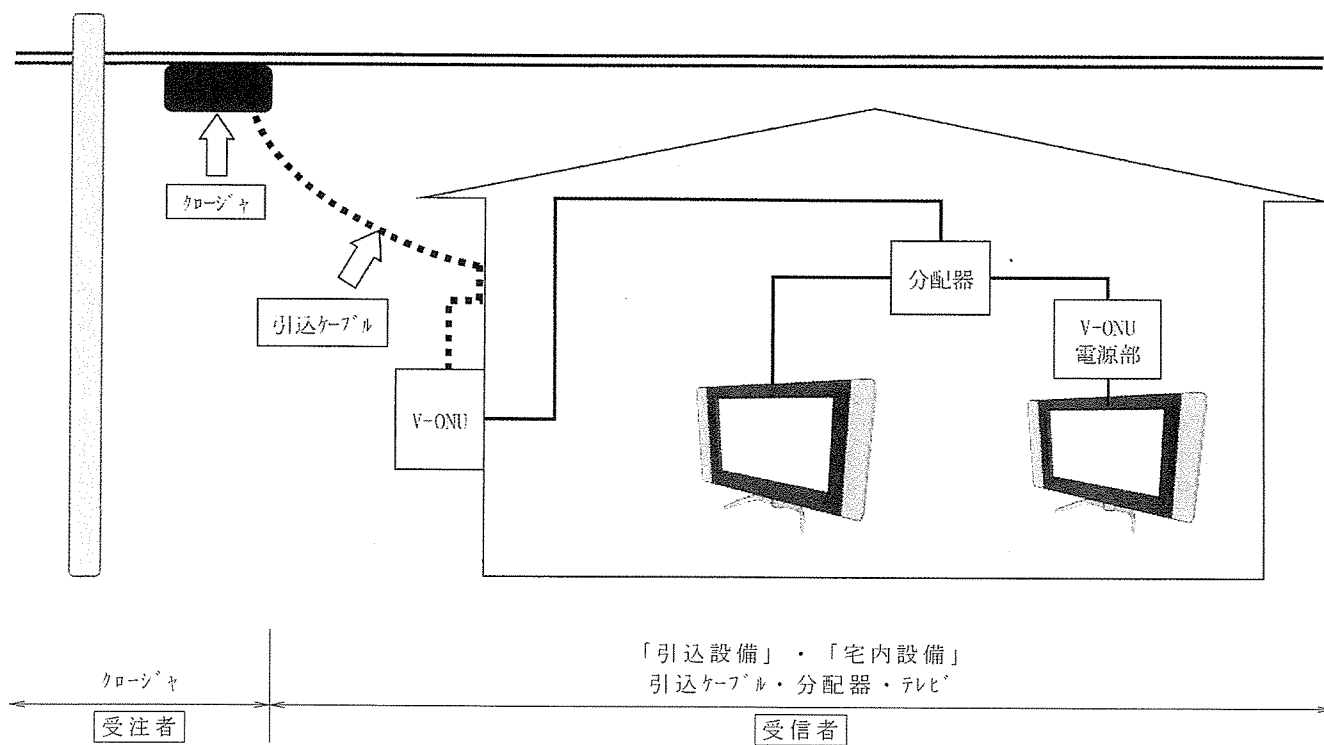
(2) 本件は、「都城駐屯地隊庁舎建設に係るテレビ放送受信障害の解消に関する協定書(以下「協定書」という。)」及び「テレビ放送受信障害解消に対する処理要領について(通知)(防整技第 7159 号)」に則り、適切に実施するものとする。

(3) 対象テレビジョン放送電波

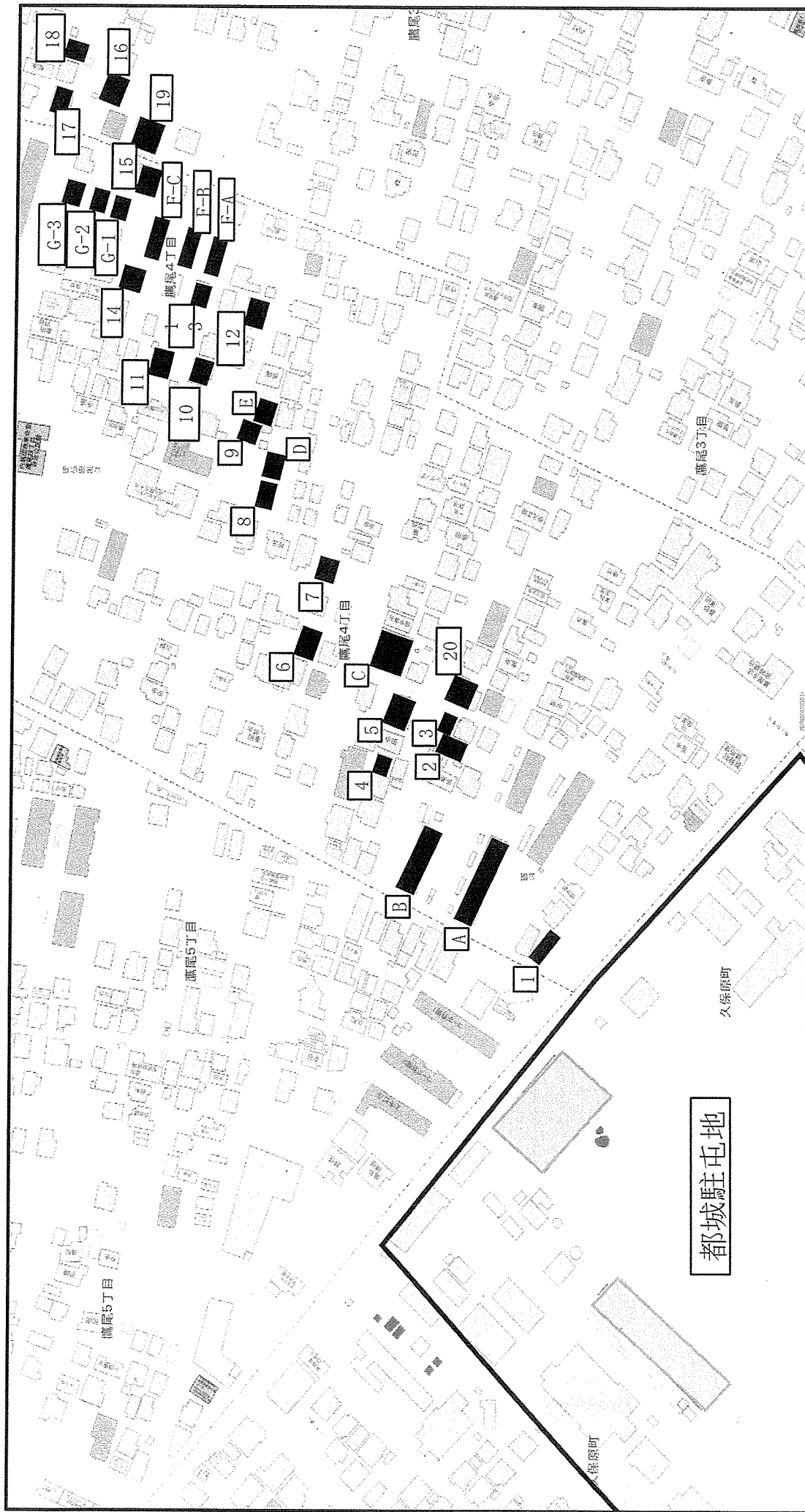
KKB(19ch)、MBC(20ch)、KTS(21ch)及びKYT(26ch)

4 特記事項

- (1) 受信者から視聴障害等に関する問い合わせがあった際は、受注者側の負担において原因を究明し、早期の復旧に努めるものとする。なお、視聴障害等の原因が受信者側の場合は、可能な限りその復旧に協力するものとする。(受信者の取り扱いに起因する破損・故障等は除く。)
- (2) 受信者がCATV設備を破損・故障等させた場合は、速やかに書面にて係官へ報告し、その復旧に必要な作業の見積書を受信者へ提出するものとする。なお、復旧完了後、係官へ書面にて報告するものとする。
- (3) 保守管理の費用には地上波の再送信に係る費用(利用料)を含むものとする。
- (4) 受注者は、受信者が問い合わせを行う受付対応窓口を設けるものとし、受付対応時間は次による。
受付対応時間：0900～1800(日・祝日を除く。)
※緊急対応が必要と判断した場合は、時間外でも対応するものとする。
- (5) 予防保守作業
受信者の敷地内に入って行う定期的な保守作業は行わないものとするが、予防保守上、受注者が必要と判断した場合は、受信者の承諾を得た上で敷地内のCATV設備の保守点検を行うものとする。
- (6) 保守管理対象外の設備
協定書に規定する「引込設備」及び「宅内設備」は、受信者側の負担において維持管理を行うものとし、官側は一切の補償を行わない。(「CATV設備保守管理範囲図」参照)



CATV設備保守管理範囲図



対象建物配置図